5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅

ア　「上限周波数」と「下限周波数」の差を求め、GHz単位で記載する。

イ　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を記載するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。

⑵　周波数の偏差（指定周波数帯）

［ア・イ　略］

ウ　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も高い「上限周波数」及び最も低い「下限周波数」を記載するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。

［6　略］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、測定器の条件等及び測定操作手順については、次のとおりとする。

1　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　設備規則に規定する指定周波数帯を除く不要発射探索時のスペクトル分析器を、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから1,600MHzまで
	1,600MHzから2,700MHzまで
	2,700MHzから7.25GHzまで
	7.25GHzから8.5GHzまで
	8.5GHzから10.25GHzまで
	10.25GHzから10.6GHzまで
	10.6GHzから10.7GHzまで
	10.7GHzから11.7GHzまで
	11.7GHzから12.75GHzまで
	12.75GHzから26.0GHzまで
分解能帯域幅	1 MHz

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［⑶　略］

5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅

「上限周波数」と「下限周波数」の差を求め、GHz単位で記載する。

⑵　周波数の偏差（指定周波数帯）

［ア・イ　同左］

［新設］

［6　同左］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、測定器の条件等及び測定操作手順については、次のとおりとする。

1　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　指定周波数帯㊟を除く不要発射探索時のスペクトル分析器を、次のように設定する。

掃引周波数帯幅及び分解能帯域幅

掃引周波数幅	分解能帯域幅
30MHz以上1,600MHz以下	1 MHz
1,600MHz以上2,700MHz以下	1 MHz
2,700MHz以上10.6GHz以下	1 MHz
10.6GHz以上10.7GHz以下	1 MHz
10.7GHz以上11.7GHz以下	1 MHz
11.7GHz以上12.75GHz以下	1 MHz
12.75GHz以上26.0GHz以下	1 MHz

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

㊟指定周波数帯は、次のとおりとする。

4.1GHz帯の場合　3.4GHzを超え4.8GHz未満

8.75GHz帯の場合　7.25GHzを超え10.25GHz未満

［⑶　同左］